



研究科プロジェクト進捗状況

副研究科長 三阪 佳弘

この間の研究科の教育面での動きとして3つご紹介したいと思います。

1つは、コンタクトティーチャー&チャート制度のシステム面のバージョンアップです。同制度は各学年につき学生4~5名を担当するコンタクトティーチャーが、定期的な面談を中心に学生のサポートを行い、面談記録等をコンタクトチャートと称する学生カルテに記録する制度です。今年から、チャート部分を紙媒体によるものから、電子カルテシステムに移行しました。これにより学生の学習状況を研究科としてウェブ上で瞬時に共有できる基盤が整いました。今後は、学生がアクセスできる双方向システムへの発展を展望し、ポर्टフォリオ的な進化を目指しています。

2つめは、学習サポート委員会を立ち上げ、正課・課外を含めた学習サポートを研究科として体系的かつ組織的に行うことがで

きるようになりました。外部資金を用いてこれまで実施してきた修了生や社会人出身者等に対して行ってきた弁護士アドバイザーによる勉強会も含めて、教員や学生の創意工夫によるサポート施策を迅速に実施できる体制が整いました。

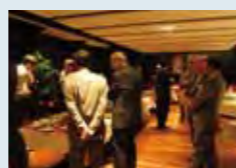
3つめは、全学の教育基盤強化支援経費の配分を受けて、未修者1年生を対象にした正課授業の進行に対応したウェブ上の自学自習教材の開発に着手したことです。法律基本科目必修科目担当教員に、昨年度終了の特待修了生が加わった合同検討部会を中心に進めることによって、学生の視点からの教材開発を目指しています。

以上は、従来の取り組みをさらに発展させるとともに、現在の学生の状況に対応するための新たな取り組みでもありますので、今後の成果が期待されます。

研究科・運営委員会の動き

<主な動き>

今年度がスタートして4ヶ月を経過しましたが、研究科プロジェクトで紹介しました3つのプロジェクトの進行とともに、さらに2つの動きがあります。1つは、本研究科教育に協力いただいている学外実務家との交流の深化です。4月26日には学習サポート委員会が未修者・修了生勉強会を担当していただいている先生方と、5月19日には専任教員が学外非常勤の実務家の先生方と、それぞれ意見交換会を行い、有益な助言を得ることができました。2つめは、研究科長のメッセージにありますように、本学法学研究科とともに学術交流協定を締結していた大韓民国のヨンナム（嶺南）大学の法学院（ロースクールに該当）の訪問団が6月27・28・30日に来訪されました。国境を越えて、ロースクールならではの認識を共有することができました。



5月19日の学外実務家との意見交換会

<2010年8月~2011年7月のニュース>

[2010年8月のニュース]

- 8月16日(月) エクスターンシップ2(企業法務)実施(9月24日(金)まで)

[9月のニュース]

- 9月9日(木) 新司法試験合格発表(高等司法研究科は受験者180人、合格者70人、合格率38.9%)
- 9月22日(水) 学位記授与式
- 9月23日(木) 平成23年度入学者選抜試験(特別選抜)実施
- 9月30日(木) 「教育説明会」・「新司法試験合格祝賀会」開催

[10月のニュース]

- 10月7日(木) 本研究科・法学研究科学生支援室主催講演会 スーパーロイヤリング「検察と法曹」開催
- 10月19日(火) 平成23年度入学者選抜試験(特別選抜)合格者発表

[11月のニュース]

- 11月8日(月) コンタクトティーチャーによる学生面談の実施(同19日(金)まで)
第2学期授業改善アンケート実施(同12日(金)まで)
- 11月13日(土) 平成23年度入学者選抜試験(一般選抜)実施(同14日(日)まで)

[12月のニュース]

- 12月14日(火) 平成23年度入学者選抜試験(一般選抜)合格者発表

[2011年1月のニュース]

- 1月4日(火) 待兼山茶話会「新春まっちゃ会」(15:30~)開催

[3月のニュース]

- 3月1日(火) ALEC学生支援室・民事回収法プログラム共催「倒産・事業再生の新たな展開」開催
- 3月23日(水) ALEC学生支援室・民事回収法プログラム共催「国際的なビジネス分野における弁護士業務—中国における経験を中心に」開催
- 3月25日(金) 学位記授与式・第3年次学生成績優秀者表彰式挙行
修了生交流会(17:00~)開催

[4月のニュース]

- 4月1日(金) 平成23年度新入生オリエンテーション開催
- 4月6日(水) 入学式
- 4月14日(木) 豊中キャンパスにおいて平成24年度既修者コース入試説明会開催

[5月のニュース]

- 5月9日(月) 平成22年度第1、2年次学生成績優秀者表彰式挙行
- 5月11日(水) 学生懇談会を開催
- 5月16日(月) コンタクトティーチャーによる学生面談の実施(同31日(火)まで)
- 5月19日(木) 学外実務家との意見交換会を開催
- 5月30日(月) ~「再チャレンジ支援プログラム」弁護士アドバイザーによるグループ学習開始

[6月のニュース]

- 6月2日(木) 新司法試験短答式試験結果発表(高等司法研究科は受験者171人、合格者125人、合格率73.1%)
- 6月9日(木) FD・教育企画委員会企画「授業見学会」実施
- 6月11日(土) 中之島センターにおいて平成24年度入試説明会開催

[7月のニュース]

- 7月7日(木) ~特待修了生による学習相談窓口の開設(同23日(土)まで)

お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6
TEL: 06-6850-6948
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

発行元

大阪大学大学院高等司法研究科
発行: 2011年8月15日



ニューズレター

No.7

研究科長からのメッセージ

高等司法研究科長
谷口 勢津夫

研究科長に就任して以来、「学生第一主義」と「連携強化」を基本柱として研究科の運営に当たってまいりましたが、2年目に入って、この間の取組みを定着させつつ、「教育の質の向上」に取り組んでいます。そのような取組みの中では、勿論、平成25年度に予定されている2回目の認証評価をも視野に入れて取組みのあり方や内容を検討していますが、認証評価を意識したこのような運営は韓国のロースクールでも行われているようです。



韓国の嶺南大学のロースクール来訪

6月27日から30日まで、協定校である韓国の嶺南大学のロースクールから教職員(6人)と学生(21人)の訪問を受けました。嶺南大学の

ロースクールは1学年の定員が70人だということですが、韓国のロースクール認証評価基準では、全学年の1割以上の学生が外国のロースクールとの交流に参加することが求められているとのこと。彼らは、日本の法制度、裁判制度等に関する講義を受けたり授業や施設を見学したほか、学外では裁判員裁判を傍聴し、最終日には、高等司法研究科の学生と意見交換を行いました。高等司法研究科からは修了生も含め20人の学生が参加しましたが、嶺南大学の学生から予め多岐にわたる質問項目が示されていたこともあり、1時間半以上にわたって活発な意見交換が行われたようです。その間、教員同士でロースクールの教育の状況のほか、今後の交流のあり方についても意見交換を行いました。学生にとっても、教員にとっても、視野を広げる良い機会になったと思います。

なお、この夏休みは、節電対策として初めて夏季一斉休業・施設閉鎖を8月11日~14日に実施することにしました。



国際会議参加報告

副研究科長 水谷 規男

2011年4月22日、23日の2日間、北京で開催された「環太平洋大学協会法科大学院長会議（Association of Pacific Rim Universities Law Deans' Meeting）」とそのホスト校である清華大学法学院主催の「法学教育国際検討会（International Conference of Legal Education）」に谷口研究科長の各代として参加してきた。

ホスト校の精華大学は、前身である「清華学校」（アメリカに留学生を送り出すための予備学校）が1911年に設立されてから100周年を迎えたとのことで、今回の国際会議も100周年記念行事の一環と位置づけられていた。会議の参加大学は、APRUの会議で約20、国際教育検討会では40以上にのぼり（日本からは早稲田、東北、阪大の3大学が参加した）、目覚ましい経済発展を遂げている中国のトップ大学としてのエネルギーを十分に感じさせるものであった。

2日間の会議で共通するテーマとなったのは、経済のグローバル化に対応した法学教育の国際化であった。先進的な取り組みとして、精華大学の英語で授業を行う中国法LLMコース（修士課程）などが紹介されたが、多くの参加者が強調したのは、教育そのものの国際化ではなく、教員と学生のレベルでの人の国際化であった。もともと法学教育、とりわけ実定法の教育は、その国の法令を前提とし、その国の法実務において活躍し得る人材の養成を主として目指すものである。たとえば、精華大学のLLMコースのように、英語圏の学生が中国の法律を、英語で学ぶことを考えると、それは外国法の学習や研究として意義を持つとしても、その学生に対する法学教育としては完結しないし、この課程を終えただけで中国の法実務に携わることが可能になるわけではない。自国の法律について学んだうえで、他国の法律について学ぶからこそ意味があるし、本来外国法は、その国の言葉で学ばなければ意味がない。

私はAPRUの会議で「理論と実務の架橋」を理念に掲げる日本の法科大学院における実務基礎教育について報告した。サブテーマとして「実務志向の法学教育」が挙げられていたからである。そこで強調したのは、法曹養成のための教育課程において、研究者と実務家が相互に学びあうことで教育上のスキルを向上させることの必要性である。幸い私は、刑事の実務科目で実務家の先生方に多くのことを学ばせてもらっているのので、その経験を踏まえて阪大の取り組みについて紹介することができた。初めての英語での本格的なスピーチだったが、熱心に聞いてもらえたと思う。報告後の休憩時間には英語圏の参加者から「裁判員制度についてはどのように教えているのか」という具体的な質問も受けた。

ところで、現在高等司法研究科には、中国からの留学生が1人在籍している。もちろん、日本語で日本法を学んでいるのである。数少ない例であるとはいえ、母国語と日本語を自在に操ることができ、日本と母国の両方で活躍できる法曹を阪大で育てることができれば、それだけでも研究科としての国際貢献になるのではないかと考えているところである。

また、今回の北京出張では、西村あさひ法律事務所の北京駐在事務所も訪問した。今年の3月に同事務所の甲斐弁護士にALECの講演会で阪大に来ていただいたので、そのお礼を兼ねた訪問であったが、懇談の中で日本の法曹資格を得たうえでさらに外国語をマスターして外国の駐在事務所などで働くという進路があること、そして特に中国などでは、そのニーズも高い、というお話を伺うことができた。ここでも実感したのは、複数の言語が使えれば、法曹としての活躍の場も広がる、ということである。本研究科の学生、修了生の諸君も国際的な活躍の場を求めて積極的にチャレンジして欲しいと思っている。



左の写真は、清華学校当時の校門である。この門は文化大革命の時代に破壊され、再建されたものだという。キャンパスは広大で、この門の周辺のアメリカ時代の古い「洋館」の立ち並ぶ区域、第2次大戦後にソビエトの支援を受けて整備されたという重厚なコンクリート校舎の立ち並ぶ区域、1990年代以降の新しい校舎が並ぶ区域に大別される。今回の出張ではキャンパスの一部しか見るができなかったが、文科系の学校を源流とし、理系の総合大学として発展し、最近では、社会科学系の分野にも力を入れているという精華大学の特徴は、懐徳堂と適塾を源流とし、理系のみで帝国大学として設立され、戦後文系学部を設置した大阪大学の発展史と重なる部分がある。

右の写真は、国際会議が開かれた法学院の模擬法廷である。法学院院長会議のために机がセットされているが、写真中央が法廷の部分で、後方と側方に傍聴席がある。

教員から学生へ

学びの往復書簡 1 通目

本研究科特任教授 川上 良

とある法学部の民法ゼミでの話です。そのゼミでは、毎回、先生が作成される10行程度の事例形式の問題をやるのがテーマでした。発表担当者達は、「この問題の論点は…」、「もととなった裁判例はこれではないか」、「こういう論文があるが読んだか」、「この見解が妥当だと思うが、どうだろうか。」などなど議論をしながら、いざ本番となります。まあ、法学部生の発表ですから、「この問題の論点は斯く斯く云々であり、この点についてはこういう見解があり、その論拠はこうです。我々としては、こういう理由からこの見解が妥当であると思いますので、この設問への回答はこうなります。」という内容を述べるわけです。

で、先生からは、「よく調べましたね。とはいえ、調べるだけなら…（自主規制）…。ところで、なぜそのようなことを問題としなければならないのですか。事実との関係ではどうですか。事実のどこからどのような事実を汲み取っているのですか。それ以外にはありえないのですか。学説を並べていますが、その学説が唱えられた背景事情は同じなのですか、学説の意義は検討しましたか。」等々、怒涛のように一刀両断されるのが恒例でした。で、ゼミ室が静まり返ると、当時、大学院生でオブザーバーとして出席していた某君に「某君は、どうですか?」と振る。先生から、それだけ言われりゃ、答えようもない。しどろもどろで答えると、ニヤリとして「院生もこう仰っていますので、皆さんもリラックスして議論しましょう。」で、固まったゼミ室の雰囲気は和らぎ、活発に議論が続く（まあ、いいんですけどね。）。

このとある法学部の民法ゼミでは、このようなことが年間を通じて行われ、鍛えあげられて法的なものの考え方や問題提起・意識が単に表層的なものではなく当時の社会状況や学説史に根ざすものであることを、言い換えると基本的な思考の在り方を体得させてもらっていました。

この学びの往復書簡のバックナンバーで齋藤先生の書簡が掲載されていました。私の話は、もちろん「時」と「場所」を別にするとところでの話です。ですが、時空を超えてという大げさですが、法律を学ぶということの基本について、それぞれの恩師が奇しくも同じことを語られているのではないのでしょうか。

学びの往復書簡 2 通目

本研究科客員教授 出水 順

私は37年余法曹としての仕事をしてきましたが、自分の勉強中、修習中あるいは仕事を通じて、いろいろな人を見てきた中で感じるのは、天才は別として、人間の生来の能力には差があっても、それはそれほど大きな差ではないということです。常識的に考えても、ある人がある時点で獲得している能力は、理解力+記憶力+努力（継続力、集中力）の総和だと思います。人間は、例えば自分は理解力が弱いと思う場合は、その点をカバーしようと他人より努力するものですし、現にその努力でカバーできる程度の差です。しかも、実務法曹として必要な法律の力（リーガルマインド）を身につけるのに特別な才能は必要ありません。芸術やスポーツに比べると、ずっと一般的な才能で足りると思います。

この論理からすれば、努力している学生諸君は皆同じようなレベルになってもいい筈ですが、現実はそのようではないですね。レベルの上がない人は、上記の式で言えば、やはり努力の要素が不足しているからで、一度自分の勉強の状況、時間の使い方を見直す必要があります。努力しているけれどレベルが上がらないという人は、勉強方法がリーガルマインドの養成という目的に合っていないからです。基本的なことをきちんと理解記憶し、基本書を読み、暗記でなく自分の頭で考えるという勉強をしているかと考えてみてください。

時間はあるようで、実はそれほどありません。目標の時期から逆算して、今の時点で、どれくらいこなしていないといけないのかを意識しつつ、自分を信じて頑張ってください。

ロースクールからの発信～新刊便り～

松川正毅編集『成年後見における死後の事務』（2011年2月日本加除出版2,940円）



本書は、法定代理である成年後見が、被後見人の死亡により終了する際の問題を扱っている。委任の終了と相続の関係がもたらす実務上の問題点について、法的な問題点から分析を始め、それらの解決策を探索している。司法書士との研究会の成果をまとめたものである。

谷口勢津夫著『税法基本講義 [第2版]』（2011年3月 弘文堂3,675円）



本書は、昨年3月に刊行した初版を改訂したものです。改訂の主たる目的は、法令・判例情報の更新のほか、昨年度の授業から始めた「事前メール質問」に対する回答を本書の解説に反映させることにあります。事前メール質問とそれに対する回答は、いわば「書面主義による双方向・対話型授業の試み」ですが、その取り組みを通じて本書を「生成途上の教科書」として育てていきたいと考えています。

駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由Ⅰ－状況へ』、『表現の自由Ⅱ－状況から』（2011年5月尚学社Ⅰ巻 5,775円、Ⅱ巻 5,250円）



本書では、表現の自由を支える原理の普遍性について、時代状況を見据えた理論と実務の相互応答が企図されている。Ⅰ巻「状況へ」では、研究者が基本原理の再度の定式化を試みており、Ⅱ巻「状況から」では、実務に携わる人たちによってそれが実務にとってどのような指針になるかが検討されている。

INDEX

- 研究科長からのメッセージ …P1
- 国際会議参加報告 …P2
- 教員から学生へ
- ～学びの往復書簡～ …P3
- ロースクールからの発信
- ～新刊便り～ …P3
- 研究科プロジェクト進捗状況 …P4
- 研究科・運営委員会の動き …P4